

愛知県立春日井高等特別支援学校部活動基本方針

1 目 的

全生徒が所属し、将来の社会自立・職業自立に向けて、規律を守り、礼儀作法等の正しい態度を身に付ける。また、集団生活を行う中で自主的・自律的な生活態度を養うとともに、生きる力の育成、豊かな学校生活の実現を目指す。

2 運営上の基本的な考え

- (1) 「みんなが主役」、「3年間継続」、「個に応じた支援」を指導の柱とする。
- (2) 学校教育の一環として指導にあたる。
- (3) 教師と生徒、生徒同士の人間関係を重視し、生徒指導の大切な場とする。
- (4) 健康安全・事故防止に万全を期し、保護者との連絡を密にする。

3 部活動名

(1) 運動部

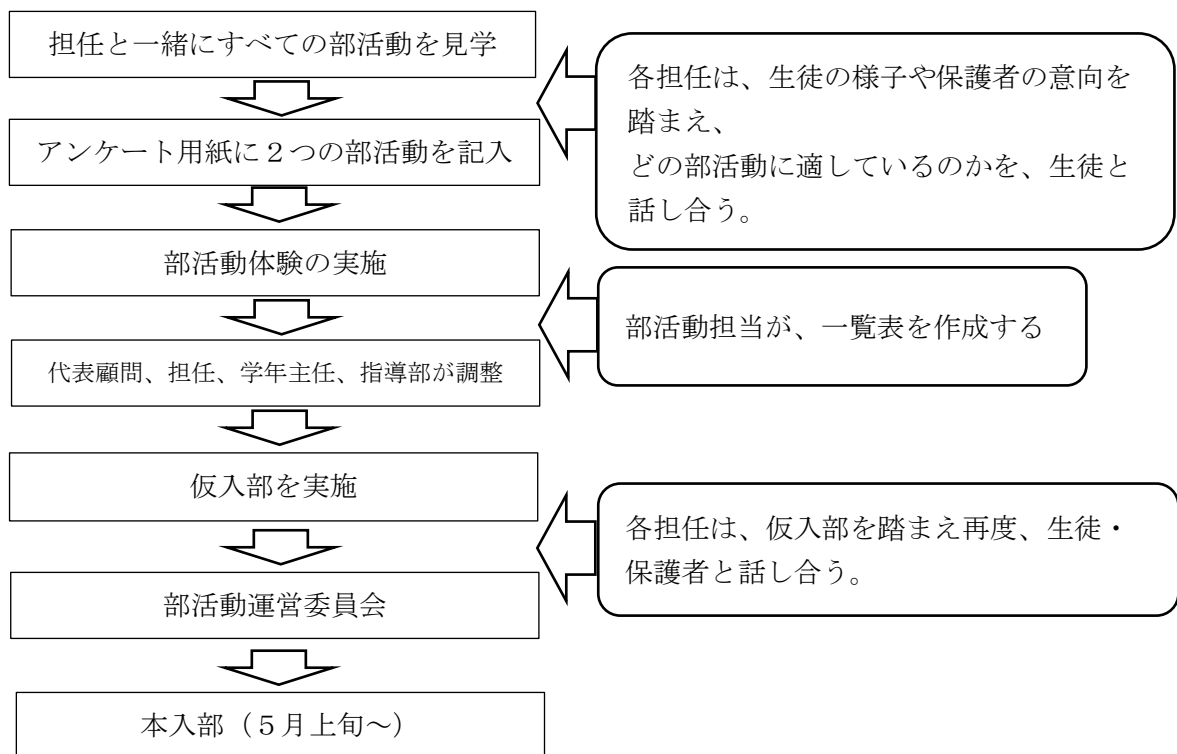
陸上部、フライングディスク部、バスケットボール部（男子・女子）
バレーボール部（男子）、サッカー部（男子）

(2) 文化部

美術部、音楽部、文化教養部

4 部活動の決定について

(1) 部活動決定までの流れ（1年次）



(2) 本人の希望や適性、保護者の意向を第一とし、各部活動の実状も含め、総合的に判断して部活動を決定していく。

(3) 原則として3年間同じ部活動に所属する。但し、生徒の適性に応じて本人や保護者とも話し合い、学年会、担当部活動顧問会、運営委員会、部会を経て、転部を認めていく。その際、部活動転部届を提出する。

5 活動日時及び活動内容

(1) 活動日時について

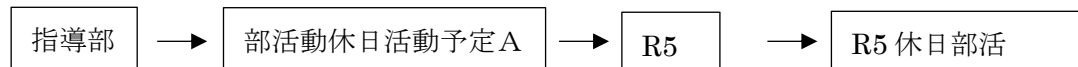
- ア 原則毎週月曜日、水曜日、金曜日の15時50分から16時45分までとし、17時最終下校とする。
- イ 休日部活動及び長期休業中については別途計画を立てる。

(2) 延長部活動について

- ア 各部活動の目的に応じて、定められた部活動時間以外に、延長部活動を行うことができる。
- イ 延長部活動の年間の回数を最大で15回までとし、目的として定める大会や発表会の1か月半前から可能とする。その際、大会の直前の部活動から連続して設定する。
- ウ 延長時間は、16時45分から17時20分までとし、17時30分最終下校とする。
- エ 延長部活動を行う場合は、「部活動実施時間延長届」を提出する。
- オ 各部活動で事前に保護者へ連絡をする。

(3) 休日部活動について

- ア 各部活動は、土曜日、日曜日のいずれかに休日部活動を行うことができる。内容と時間については、準備・片付けが30分、主活動が3時間を最長とする。
- イ 休日部活動を希望する場合は、代表顧問が取りまとめ、前月の15日までに部活動休日活動予定の入力を行う。入力先は以下に示す。また、必要に応じて、校外活動届、育成会激励費算出資料、部活動支援金算出資料も指導部の担当者に提出する。保護者への連絡は、各部活動から事前に文書等で連絡する。



- ウ 休日部活動では、生徒が登校後、職員玄関及び生徒用玄関を施錠する。下校後、校内の施錠を確認する。(運動場出入口、生徒用玄関、更衣に使用した教室やトイレの窓などの施錠確認を行う) また、活動前に職員室も施錠する。その際の鍵の保管場所は、職員玄関のポストとする。

- エ 生徒の使用出入口と更衣場所は以下の表の通りとする。

	陸上	バレー	バスケット (男子)	バスケット (女子)	F D	サッカー	音楽	美術	文化 教養
出入口	生徒 玄関	体育館	体育館	体育館	生徒 玄関	生徒 玄関	生徒 玄関	生徒 玄関	使用 しない
更衣場所	男子:1-1 女子:更衣室	体育館	体育館	体育館 放送室	男子:2-1 女子:更衣室	男子:1-2			

- (4) 長期休業中の校外活動において、旅費が伴う活動については、夏期・冬季休業中のみとし、3回以内とする。
- (5) 産業現場等における実習(現場実習)中の部活動については、実習の前週末から中日の部活動、公式戦、発表会等には参加しない。
- (6) 産業現場等における実習(体験実習)中の平日の部活動は原則参加しない。但し、実習終了後の休日に公式戦や発表会等が予定されている場合は、実習の反省終了後に参加を認める。

6 指導体制

(1) 原則として全教員が部活動の指導助言を行う。

(2) 指導者の部活動の決定について

ア 各部主顧問は、各部活動担当者同士で話し合い決定する。

イ アンケートを実施する。用紙に希望を記入してもらい、決定する。但し、希望に偏り等があった場合、記入していない部活動を依頼することがある。

ウ 新一年生の本入部後、部員数等、各部の状況に応じて指導者の部活動の変更を行うことがある。

(3) 指導者が不足する場合は、指導者の補充又は共同活動を行い、活動内容について配慮する。

顧問は、事情により部活動の指導ができない場合に、代表顧問に申し出る。代表顧問は、指導者が確保できないと判断した場合、生徒指導主事に伝え、人数調整を行う。

(4) 活動前後に、十分な健康観察を行うとともに、活動場所や器具の安全点検を行い、事故防止に努める。

(5) 指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰、暴言等は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。

(6) 卒業生は、3月中の部活動に参加しない。